

# 令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第2回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日時 : 令和6年9月26日(木) 10:00 ~ 11:30

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 2人(定数3人)  
高田 亜朱華(部会長)  
吉岡 美智代

**【労働者代表委員】** 3人(定数3人)

中野 敬介  
西村 渡  
濱崎 健泰

**【使用者代表委員】** 2人(定数3人)

小田 礼一  
山口 洋志

**【福岡労働局】** 渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議事

(1) 関係資料の説明について(「福岡県賃金実態調査結果」を含む)

(2) 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について

(3) その他

5 審議内容

部 会 長           ただ今から、令和6年度福岡地方最低賃金審議会第2回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

          なお、本日は公開としております。

          次に、本日の委員の出欠及び定足数について、事務局より報告をお願いします。

賃金指導官       本日は、公益代表の大坪稔委員、使用者代表の坪根委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく、開催に必要な定足数は満たされており、本専門部会は成立をしている旨、御報告します。

          なお、これ以降部会の名称については略称を用います。

部 会 長           1点確認ですけれども、略称はどのようになりますか。

賃金指導官       はい、略称といたしまして、輸送用機械専門部会、輸送用機械最低賃金と名称を短縮させて呼ぶようにいたします。

部 会 長           はい、承知しました。

          次に、本日の議事録の確認は

                  労働者代表委員 西村委員

                  使用者代表委員 山口委員

          にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

西 村 委 員

( 承 諾 )

山 口 委 員

部 会 長           はい、ありがとうございます。

          では、本日の議事（1）の「関係資料の説明について」です。事務局から説明をお願いします。

賃金指導官       お配りしている資料の1ページ、資料No.1は、「令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況」です。

          令和6年6月26日に輸送用機械最低賃金について、労働協約が適用される労働者側から改正決定の申出書が提出されています。労働協約の適用労働者数の割合について確認したところ、適用労働者数の3分の1を超えていることが確認できています。

          また、5ページの申請書、記の4申し出の理由に記載されています最も低い労働協約の金額が、1ページの資料No.1の表の右から4列目の協定最低賃金額を指しています。

          なお、特定最低賃金額は関係労使のイニシアティブで設定されるものであ

り、その労使間で締結した協定最低賃金額を超えて特定最低賃金額を決定することは、労働協約を無効とすることになり、協約締結の労使双方の意向に反するものとなるため、協定最低賃金額が改正引上げ額の上限となることに御留意願います。

また、8月21日に開催した第5回福岡地方最低賃金審議会にて、「改正決定の必要性有り」と全会一致で認めた以上、原則として1円以上の改正を行うこと、及び最低賃金法第16条にあるとおり、「地域別最低賃金額を上回る金額で特定最低賃金額を決定」しなければならないことにも御留意願います。

以上をまとめますと、特定最低賃金額の改正金額は、1時間992円及び現在の輸送用機械最低賃金である1時間1,029円を超えて、かつ、協定最低賃金額1時間1,117円を超えない金額の答申が必要となることに御留意願います。

資料No.2 「特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書」(輸送用機械器具製造業：労働者側)【令和6年8月21日：第5回本審資料】  
資料No.3 「特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書」(輸送用機械器具製造業：使用者側)【令和6年8月21日：第5回本審資料】

に基づいて説明。

部会長 　　ただ今の説明について、何か御質問等ございますか。

各委員 　　(質問なし)

部会長 　　次に、議事(2)の「福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改定について」です。

最初に、引上げについての具体的な金額と、その基本的な御主張をお聞かせいただきたいと思います。まず、労働者代表委員からお願いいたします。

中野委員 　　おはようございます。今日はよろしくお願ひいたします。

労働者側委員の中野と申します。

労働者側の意見を述べさせていただきます。

まず、今回の専門部会に臨むに当たりまして、労働側としての水準を整理しますと、自産業におけます魅力向上ですとか、労使交渉の手段を持たない未組織の中小企業、あるいは非正規雇用で働く労働者の賃上げ、賃金の底上げを図ることで、格差是正や産業の魅力向上といった、これまでの継続した考えを踏襲しまして、自産業におけます最大限の魅力を加味した金額としまして、現在の協定最賃額1,117円から1,029円を差し引いた88円の改定を、本来であれば申し入れたいと考えております。

しかしながら、産業構造の転換期をはじめ、近年におけます原材料の高騰ですと

か、価格転嫁への対応も道半ばといった状況とも認識しております。つきましては、特定最賃の改正に当たりまして、今年度の上部団体の方針、考え方を踏まえまして、地域別最賃 992 円から 10 パーセントアップした 1,091 円とし、ここから 1,029 円を差し引いた額が 62 円ということで、この金額を引上げ額として議論させていただければと思います。

この水準になった背景ですけれども、自産業におけます付加価値、生産性に対して、人件費に充分反映されていないということです。この指標の一つとして、2022 年の名目国内総生産が全産業を 100 パーセントとした場合に、自産業における付加価値は 130 パーセントあるにもかかわらず、名目雇用者報酬については 100 パーセントを超えているのですけれども、114 パーセントと 16 パーセントの乖離があるということです。この二つの推移について、2019 年を境に付加価値は上昇傾向にあるのですが、人件費については下降傾向となっております、直近 5 年分を平均すると約 10 パーセントの乖離があるということです。

また、中小企業でも労働者に対する付加価値の分配割合が低いということもありまして、特定最賃により賃金の底上げを図って自産業の付加価値生産性の高さに見合った水準とし、少なくとも、地域別最賃から 10 パーセント以上を上回る水準に引き上げることが必要であると考えており、こちらが根拠となっております。

日本の産業で、自動車産業についてはこれまでも高い付加価値生産性を生み出し続けておりまして、雇用の裾野の広さも相まって、日本経済、そして地域経済に対して大きな貢献も果たしていると思います。その競争力の源泉については、自動車産業が生み出し続けている高い付加価値生産性にあり、それに見合った特定最賃を設定しなければ公正な競争環境が確保できないことのみならず、自ら生み出し続けている高い付加価値を毀損させることにつながりかねないと考えております。

また、経団連の 2024 年版の経労委報告では、構造的な賃金引上げの実現を図っていくためには中小企業における賃金引上げが不可欠であると指摘されておりまして、特定最低賃金が機能を発揮して未組織の中小企業において非正規雇用で働く労働者の賃上げの成果を確実に波及させることが、その実現を後押しすることになるとも明言をされております。

つきましては、その喫緊の課題でもあります採用難、人材流出の解消、あるいは生産性向上と競争力を強化し、産業や企業の持続的な発展へとつなげていくためにも、特定最賃を産業に相応しい、人が集まる、そして魅力がある水準に引き上げることが必要だと考えております。

以上を踏まえまして、使用者側委員の皆様には是非前向きな検討をよろしく願いしたいと思います。

以上となります。

部 会 長

はい、ありがとうございました。

続きまして、使用者代表委員の方からよろしく願いいたします。

小田 委員

おはようございます。

使用者側代表の日産九州の小田でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

労働者側の御意見ありがとうございました。我々としましても、今の状況を踏まえて前向きな議論をしていきたいと考えている前提で、少し使用者側としての意見を申し上げさせていただきたいと思います。

基本的には、今回の資料No.3 で出された意見書とかなり重複する部分はあるのですが、今の自動車産業は非常に厳しい状況にあります。意見書にもあるとおり、世界情勢は全く予断が許されない状況であり、さらに、記憶に新しい半導体不足がありましたが、デジタル化が非常に進んでいる中で半導体の需要も急速に拡大しているという状況です。

さらに、我々の最大の市場であるアメリカ、中国というところに目を向けると、アメリカは大統領選挙にかなり左右されそうな状況だということに加えて、中国の国産メーカーが大躍進をしていて、御存じのとおり、日本車を含む海外のメーカーの販売状況というのは惨憺たる結果に終わっているという状況です。恥ずかしながら、弊社でも中国のビジネスが、前年度、前々年度から非常に低迷していて、会社の業績に大きな影を落としているという状況は、皆さんも御存じかと思っております。

その中で、日本の自動車業界全体というよりは日本の競争力というところに目を移していくと、少し見逃せない数字があります。OECD加盟国 38 か国ありますが、労働生産性、これは付加価値を従業員数で割った額ですが、2022 年の日本は 30 位ということで、下から数えた方が早いという状況です。

さらに、労働時間当たり GDP は G 7 の中で最下位であります。我々は、これからそういった状況の中でやっていかなければならないわけです。デジタル化、設備投資、働き方を変えていかなければならない、限りある原資の中で、労務費とそういった設備投資に対する比率を慎重に判断していかなければならないと思っております。

今、労働者側からも御意見をいただきましたけども、採用難というのが我々の業界で共通の問題になっています。私自身も人事課長として非常に苦労しながら、若い方々がどうやったら自動車業界に振り向いてくれるのか苦労しているのですが、今の若い方々が自動車製造に対して持っているイメージは、残念ながら 3 K 職場です。夏になれば熱中症で倒れる人もいますし、汚れるし、きついし、場合によっては、不幸にして仕事に亡くなる方もいらっしゃるような仕事であります。

そういう中で、少し外を向けば同じような給料で楽な仕事がたくさんあるという状況で、若い方々が自動車産業を働く場として振り向いてくれるかということ、全くそうではない状況で、今までとは風向きが全然違う状況になっていると思っていま

す。

そういうことを踏まえると、やはり働き方です。人が車を作る、今まで当たり前だった価値観ですけれども、それを 180 度変えていかなければ産業として山を登ることはできないと考えています。人がいなくても製品が作れる現場、あるいは人が介在するにしても、デジタルであったり、新しい技術を使ったり、楽に車を作ることができる現場、これを実現していかないと業界として先はないのではないかと、振り向いたら働く人もいない、製品を作る人がいなくて産業としてどんどん沈んでしまう、そんな時代が遠くないと思っています。

そういった中で、今、賃上げに対して非常に前向きな御提案をいただいたのですが、これは慎重に判断しなければいけないと思っています、少し議論を重ねていきたいと考えています。

今日、我々として御提示できる水準といたしましては、そうは言っても、やはり消費者の生活がありますので、消費者物価指数を参考に少し考えてみました。福岡県、あるいは福岡市、北九州市というような数字があるのですが、昨年 10 月から今年 7 月の平均で高い数字が 3.5 パーセントになっております。こちらの数字を現在の特定最低賃金 1,029 円にかけて、36 円プラスした 1,065 円というのを使用者側としては御提示をしたいと考えています。

ただし、これはあくまで今日時点での我々の考え方でありますので、これから議論を深めていきながら、お互い歩み寄って議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

私からは以上です。

山口委員

中小企業団体中央会の山口でございます。

少し補足をさせていただきます。

今般の経済情勢というのは、皆様もよく御存じのところだと思いますけれども、私は中小企業団体中央会から参っておりますので、中小企業の現状ということで少しお話をさせていただければと思っております。

まずは、賃上げの必要性については、私どもも充分理解しておりますけれども、先ほど言われましたとおり、中小企業では分配率が低い、その背景には収益が上がっていない中で苦勞しているというところが見てとれるのではなからうかと思っております。大幅な賃上げにつきましては、これまで生産性の向上を実現して賃上げの原資を確保するために頑張ってきている中小企業に対しまして、企業経営を直撃し、事業継続さえも危うくするものではないかと考えております。直近の倒産件数を見ると、そこが見て取れるのではなからうかと思っております。

東京商工リサーチの調査によると、2024 年上半期、1 月から 6 月ですけれども、倒産件数は全国で 4,931 件、前年の同時期に比べ 889 件の増加、率で言うと 22 パーセント増となっております。これを福岡県の上半期で見ると、倒産件数は 263 件、前年の同時期に比べ 79 件の増、率で言えば 43 パーセント増となり、全国平均を非

常に大きく上回っている結果が出ております。この要因の分析もされておりました、いわゆる原材料価格の高騰は当然ですけれども、人件費の上昇なども一つの要因として挙げられているところでございます。

先ほど、中小企業の分配率のお話もありましたけれども、労働者の賃金を上げる、そして収入を増やして景気を良くし、また循環させていくことは私達も理解するところではあるのですけれども、この最低賃金というのは、法の趣旨からすると、小規模で頑張っている、収益が上がらない事業者の方達が負担できる水準で設定する必要があると考えています。

現在、内部留保がたくさんあって賃上げの余地がある企業は、交渉されて賃金を引き上げていただいて構わないと思っておりますけれども、この最低賃金というのは、小さい事業者や一生懸命頑張っている事業者の方が何とか負担できる水準にすべきであると私は考えております。

今回議論するに当たって、賃上げの必要性は十分感じておりますけれども、そういった中小企業の皆様の現状を踏まえていただいた審議も必要ではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

部 会 長           はい、ありがとうございます。

ただ今、労使双方の具体的考えや引上げ額についてお聞きしましたので、今から少し公益委員で打合せを行いたいと思っております。その後、労使双方から個別にお話をお聞きしたいと思っております。

こういった流れでよろしいですか。

各 委 員                                       (異議なし)

部 会 長           そうしましたら、労使の委員は双方の控え室にて、しばらくお待ちください。事務局は、御案内をお願いいたします。

(労使代表委員退室)

(公益代表委員と労働者代表委員による個別折衝)

(公益代表委員と使用者代表委員による個別折衝)

(労使代表委員入室)

(議事再開)

部 会 長           本日は、労使双方から具体的な引上げ額や考え方について詳しく述べていただき

まして、ありがとうございます。

ただ、まだ双方金額に関しては開きがございますので、次回の第3回専門部会に持ち越すことといたします。

なお、予備日となります第4回専門部会にはならないように、是非第3回専門部会において全会一致での結審になりますよう、この審議会以外でも個別折衝が可能であればしていただいて、どんどん進めていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

最後に、議事(3)の「その他」です。何かございますか。

各 委 員 ( な し )

部 会 長 事務局からは何かございますか。

賃金指導官 (次回の開催日等、連絡事項を説明)

部 会 長 はい、ありがとうございます。  
労使双方とも、特にこの場で意見はございませんか。

西 村 委 員 労働者側委員の西村です。  
次回の審議会の時には、他県の結審状況などがお分かりになりましたら、是非御報告をいただければと思います。  
よろしく願いします。

部 会 長 それは他県の同じような部会のものでよろしいですか。

西 村 委 員 例年、他県の結審状況ということで、最初に御報告をいただいていたので、その範囲で構いません。

部 会 長 事務局はよろしく願いいたします。

賃 金 室 長 はい、分かりました。

部 会 長 そうしましたら、これを持ちまして、第2回専門部会を閉会いたします。  
本日は、どうもお疲れさまでした。